

# 白岡市立学校適正規模・適正配置等計画策定支援業務委託仕様書

## 1 委託件名

白岡市立学校適正規模・適正配置等計画策定支援業務委託

## 2 業務の目的

白岡市（以下「市」という。）では、小学校6校（1校は令和6年度末に廃校）・中学校4校を設置しているが、児童生徒数の増加により教室数に余裕のない学校がある一方で、単学級の学年を有する学校もあるなど、学校ごとで規模の違いが大きい状況にある。

また、全国的な人口減少・少子化が進行する中、市の児童生徒数は昭和58年度の5,983人をピークに、令和6年度には3,920人と2,063人減少している。

今後も児童生徒が一定規模の集団の中で、様々な学びを行うことができる持続可能な小中学校の運営を進めていくためには、学校ごとの児童生徒数の平準化を図り、より良い学校教育環境の形成に努めなければならないと考えている。加えて、学校施設においても築年数30年以上が占める割合が約7割と老朽化が進行しており、計画的な改修改築を行う必要がある。

このような現状を踏まえ、白岡市立学校適正規模・適正配置等計画（以下「適正計画」という。）の策定を行うものである。

本業務では、市の将来の児童生徒数の推移に準じた学級数の動向、学校及び学校施設の課題等を調査・分析・整理し、適正計画の策定及び会議運営等の支援を行うことを目的とする。

## 3 委託上限額

34,000,000円（令和7年度21,000,000円）

（令和8年度13,000,000円）

令和6年度中の支払いは行わない。

※年度ごとに上限額を設定している。

※消費税及び地方消費税を含む。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

## 5 適正計画の方向性

適正計画は、児童生徒により良い教育環境を提供するため、市立小・中学校9校を対象とした学校再編計画を策定するものである。

学校は、教育という場だけではなく、地域のコミュニティの核としての役割も担っていることから学校再編による効果・影響は、児童生徒、その保護者、学校関係者だけではなく地域住民など多岐・多数に及ぶものである。

また、対象範囲の広さから全ての学校区の再編完了までには、相当な期間や多額の財政負担を生じることが予想される。

市としては、上述の関係者の理解と協力を得ながら円滑かつスピード感をもって学校再編を推進していくことが適正計画策定に当たっての最重要課題であると認識している。

以上のことを踏まえ、下記の方向性について確認・整理しながら本業務に取り組んでいくこと。

- ① 市内小・中学校の現状や将来推計を考慮した実現性の高い計画であること。
- ② 将来に渡り、児童生徒に魅力的であり、時代の要求に対応することが出来るビジョンを示すこと。
- ③ 市の学校教育の方向性の一つとして、小中一貫教育のメリット・デメリット及び実現性について示すこと。
- ④ 児童生徒、保護者及び学校関係者等のニーズを把握すること。
- ⑤ 児童生徒、保護者及び学校関係者並びに地域住民等への丁寧な説明を行い、円滑でスピード感のある学校再編スケジュールであること。

## 6 業務内容

履行期間は令和7年1月から令和9年3月までの2年3か月間を予定

【1年目】(令和7年1月から令和8年3月)

### (1) 適正計画の検討に必要な推計・課題整理業務

- ① 各学校施設の沿革・立地等の現状と課題  
市内小中学校9校の配置状況、市の教育方針、各校の沿革、校地・建物の状況、市内地域別の人口動向・交通環境を含む特性の把握を行い、各学校の現状及び課題を整理する。
- ② 児童生徒数及び学級数の将来  
市の位置、開発状況などを考慮し、市の児童生徒数の将来推計を行う。また、字別・学校区別の将来推計も合わせて行う。
- ③ 通学区域の調査・将来の通学圏・通学時間・通学手段の検討  
現在の通学区域を調査し、通学路に存在する危険箇所や遠距離通学の

状況を整理する。

また、これをデータ化し、2年目に実施する学校再編案検討時の通学圏及び通学手段の検討に活用する。

- ④ 学校を取り巻く現状と課題の整理及び今後の方向性の検討  
市の学校教育の現状の課題と解消に向けた方向性を整理する。
  - ・教育内容（義務教育学校、ICT教育、GIGAスクール、食育、キャリア教育、学校間・小中・幼保連携等）
  - ・多様性対応（不登校、インクルーシブ教育、LGBTQ、日本語指導が必要な児童生徒等）
  - ・小規模校の課題整理
- ⑤ 白岡市立小中学校の将来ビジョン案の作成
  - ④で検討した内容を踏まえて将来の市の学校教育のあるべき姿として将来ビジョンを提案・作成する。
- ⑥ 学校施設・運営面での共通課題の整理
  - ・校舎施設の老朽化
  - ・教育面での課題
  - ・プールや給食
  - ・特別支援学級
  - ・コミュニティスクール
- ⑦ 白岡市立学校施設仕様の検討…注1  
(義務教育学校と小学校中学校の別の両仕様で検討)
  - ・児童生徒数、教室数
  - ・備えるべき諸教室、児童生徒当たり面積
  - ・地域拠点機能要件（複合化対象・複合化条件等）

## (2) 会議等運営支援

市では、適正計画の策定に当たり（仮称）白岡市立学校適正規模・適正配置等計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を発足する。

この検討委員会の実施が円滑に行えるように資料作成、会議への出席、議事録の作成を行うこととする。

また、この他にも白岡市議会及び教育委員会への協議等やパブリックコメントの実施を予定しており、これらに対して受託者の資料作成等は求めないが、出された意見については共有し、計画策定に活かすものとする。

令和7年度の検討委員会は3回程度の実施を予定している。

### (3) 西小学校のプレハブ校舎建築の必要性についての検討

白岡市立西小学校では、児童数の増加が続いており、教室数に余裕がない状況にある。

一方で短期的（6年間）な児童数推計では、児童数の増加は一時的であり、適正計画において他校との統合により児童数を平準化することで状況を解消できるという考えもあるため、この児童数増加への対応方法が定まっていない。

このため(1)②のデータ等を活用し、西小学校の児童数増加に対する対応策としてプレハブ校舎を建築することの必要性についての検討及び今後の方向性の提案を行う。

【2年目】（令和8年4月から令和9年3月）

#### (1) 適正計画の作成

##### ① 学校再編案検討

1年目で実施した業務及び会議等に基づき、統合・再編等複数パターンでのシミュレーションを実施する。

##### ② 学校再編案によるコスト及び効果についての試算…注1

学校再編を実行することに伴うコスト及び現状継続によるコストを計算し、将来的な費用負担及び計画実行による財政的な効果について試算を行う。

##### ③ 適正計画を行うためのロードマップを提案し作成する。

適正計画を実施するための順位や財政的な負担の平準化などを踏まえた実現性の高いスケジュールを提案し作成する。

##### ④ 適正計画の作成

これまでの検討内容を踏まえ適正計画を作成する。

#### (2) 会議等運営支援

検討委員会の実施が円滑に行えるように資料作成、議事録の作成、会議への出席を行うこととする。

また、この他にも白岡市議会及び教育委員会への協議等やパブリックコメントの実施を予定しており、これらに対して受託者の資料作成等は求めないが、出された意見については共有し、計画策定に活かすものとする。

令和8年度の検討委員会は4回程度の実施を予定している。

## 7 打合せ協議

打合せ協議について、1年目は業務開始時、中間（3回）、最終の計5回、2年目は中間（4回）、最終の計5回を対面方式で行うこと（中間の7回については検討会への出席時に合わせて行うものとする。）。

また、その他、必要に応じて適宜メール、電話等を活用し、円滑な連絡調整を実施すること。

## 8 業務実施体制

### (1) 現場責任者等の配置

本業務を円滑に遂行できるよう、類似業務等を経験したことのある現場責任者・実務経験者を含め選任の担当者、その他必要な人員を配置すること。

### (2) 業務計画書を作成すること

実施体制・計画・工程表・スケジュール等について発注者の承認を得ること。

## 9 成果物

### (1) 1年目成果物

- ① 1年目業務完了報告書 紙ベース1部 データ1式
- ② 児童生徒数及び学級数推計 Excel データ1式
- ③ 推計・課題整理等において作成・検討した各種資料 データ1式
- ④ 通学区域図面 データ1式
- ⑤ 白岡市学校教育将来ビジョン検討案 紙ベース2部 データ1式
- ⑥ 西小学校プレハブ校舎建築検討報告書 紙ベース2部 データ1式
- ⑦ 検討委員会資料・議事録等 紙ベース2部 データ1式

### (2) 2年目成果物

- ① 2年目業務完了報告書 紙ベース1部 データ1式
- ② 白岡市立学校適正規模・適正配置等計画書
  - ・ A4版両面・カラー100部
  - ・ 電子データ1式
- ③ 検討委員会資料・議事録等 紙ベース2部 データ1式
- ④ 受託業務において作成した各種資料等 データ1式

※データ1式については、CDもしくはUSB等による提出

## 10 留意事項等

- ・本業務履行に際して必要な人件費、取材費、旅費等全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。

## 11 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市の許可を得た上で業務の一部を委託することができる。

## 12 不当介入における通報義務等

### (1) 妨害または不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

### (2) 不当介入により履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 13 その他

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、双方協議により業務を進めるものとする。

注1 本業務委託における建築コスト等の計算について、個別具体的な算出ではなく、標準モデルを用いた構造別㎡単価を用いた概算額とする。